市民文化局行財政改革推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 危機的な財政状況のもと、市民との協働による地域づくりに取り 組みとともに、スリムな市役所をめざした行政内部の徹底した見直しや 財政の健全性の確保を図るなど、本市の行財政改革を推進することを目 的として、川崎市行財政改革推進本部設置要綱第7条に基づき、市民文 化局行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 行財政改革に係る推進計画の策定及び進行管理に関すること。
 - (2) その他行財政改革に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって充てる。
- 2 本部長は、局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民生活部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げるものをもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、本部の事務を統括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるときは、その職務を 代理する。

(本部会議)

- 第5条 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意 見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、市民生活部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、 本部長が定める。

附則

- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

本部員 (組織順)

パラムーブメント推進担当部長 パラムーブメント推進担当課長 市民生活部庶務課長 市民生活部企画課長 市民生活部地域安全推進課長 市民生活部戸籍住民サービス課長 市民生活部多文化共生推進課長 コミュニティ推進部長 コミュニティ推進部協働・連携推進 課長 人権・男女共同参画室長 人権・男女共同参画室担当課長 平和館館長 市民スポーツ室長 市民スポーツ室担当課長 市民文化振興室長 市民文化振興室担当課長 市民文化振興室担当課長 市民ミュージアム館長 岡本太郎美術館副館長

長 コミュニティ推進部区政推進課長